

科 目 名(Subject)	社会保障法研究（発展） （Social Security Law（advanced））		
単 位 数(Credits)	2 単位	開講時期	後期
担当教員名 (Name)	片桐 由喜 (Yuki Katagiri)	研究室番号 (Office)	407
Office Hours	随時。ただし、メールで事前に訪問日時を連絡すること。katagiri@res.otaru-uc.ac.jp		
1. 授業目的・方法(Course objective and method)			
我が国の社会保障制度の概要と問題点を理解することを本講義の目的とする。この目的のために、社会保障制度の関わる判例研究を行う。担当者が判例について報告し、履修者全員で議論する形式とする。 なお、履修者の問題関心や専攻等に応じて、講義内容を考慮する。			
2. 達成目標(Course Goals)			
各社会保障制度に内在する法的課題を抽出できる。 加えて、その課題の解決方策を論ずることができる。			
3. 授業内容(Course contents)			
第1～3 週： 社会保障制度総論 第4～6 週： 医療保険法に関する判例 第7～9 週： 年金保険法に関する判例 第10～12 週： 生活保護法に関する判例 第13～15 週： 社会福祉制度に関する判例			
4. 事前学修・事後学修(Preparation and review)			
(1)事前学修 ・課題として指定した判決において、問題となっている制度について予習する。 ・その制度に関する現代的な問題が新聞等でどのように取り上げられているかを調べる。 (2)事後学修 ・指定した判決の関連判例を調べ、当該判決が同旨判例の中でどのような位置づけにあるかを考える。 ・当該判決、同旨判例が提起される社会的背景、それらの合理的解決のためにどのような方策が必要であるかを考える。			
5. 使用教材(Teaching materials)			
講義開始時に指示する。			
6. 成績評価の方法(Grading)			
報告の準備と内容： 50%			
授業への参加度： 50%			
7. 成績評価の基準(Grading Criteria)			
初回の講義時に開示する。			
8. 履修上の注意事項(Remarks)			

